

知的財産ということも意識した開発に取り組んでいます

いつもマーケットニュースをご覧頂きまして、ありがとうございます。

ASKACOMPANYでは、プラスチック製品開発の際には権利侵害や権利化の可能性など、知的財産に関わる視点も大変重要だと考えています。

弊社は、特許や意匠などの調査並びに出願の一部を社内でも行っています。

最近弊社で権利化した特許のお話を少し。

弊社で「神経細胞光刺激装置」に関わる特許願書を作成し2010年11月29日に東北大学様と共同出願させていただき、今年1月22日特許登録されました。

審査請求された特許出願のうち、拒絶理由通知書が発行される割合は、8割とも9割とも言われている中で、「神経細胞光刺激装置」の特許は拒絶理由通知書が発行されることなく、権利化されました。

これは弊社では初めての経験で、とてもうれしい出来事でした。



ちなみに、拒絶理由通知書が届くと再度特許権取得に向け意見書・手続補正書を提出し、拒絶理由の解消を目指します。ここも腕の見せ所でもあるわけです。時には特許庁へ出向き審査官との面談をお願いすることもあり、私も実際に面談に臨んだことがあります。そして拒絶理由をクリアして特許を得るという手順を踏んでいきます。

またホットなニュースとしまして、弊社でプラスチック製品分野の特許として保有している伸びるスプーンが、皆様もよくご存じの「新ビオフェルミン®S細粒」に御採用いただきました。こちらのスプーンは収納性に優れ、収納時は短く、使用時は長く伸ばして使用することができます。

ビオフェルミンは私が幼いときからお世話になっている身近なお薬で、弊社の特許を採用して頂けたことは大変うれしい出来事です。皆様にもビオフェルミンをご愛顧くださいますようお願いいたします。

